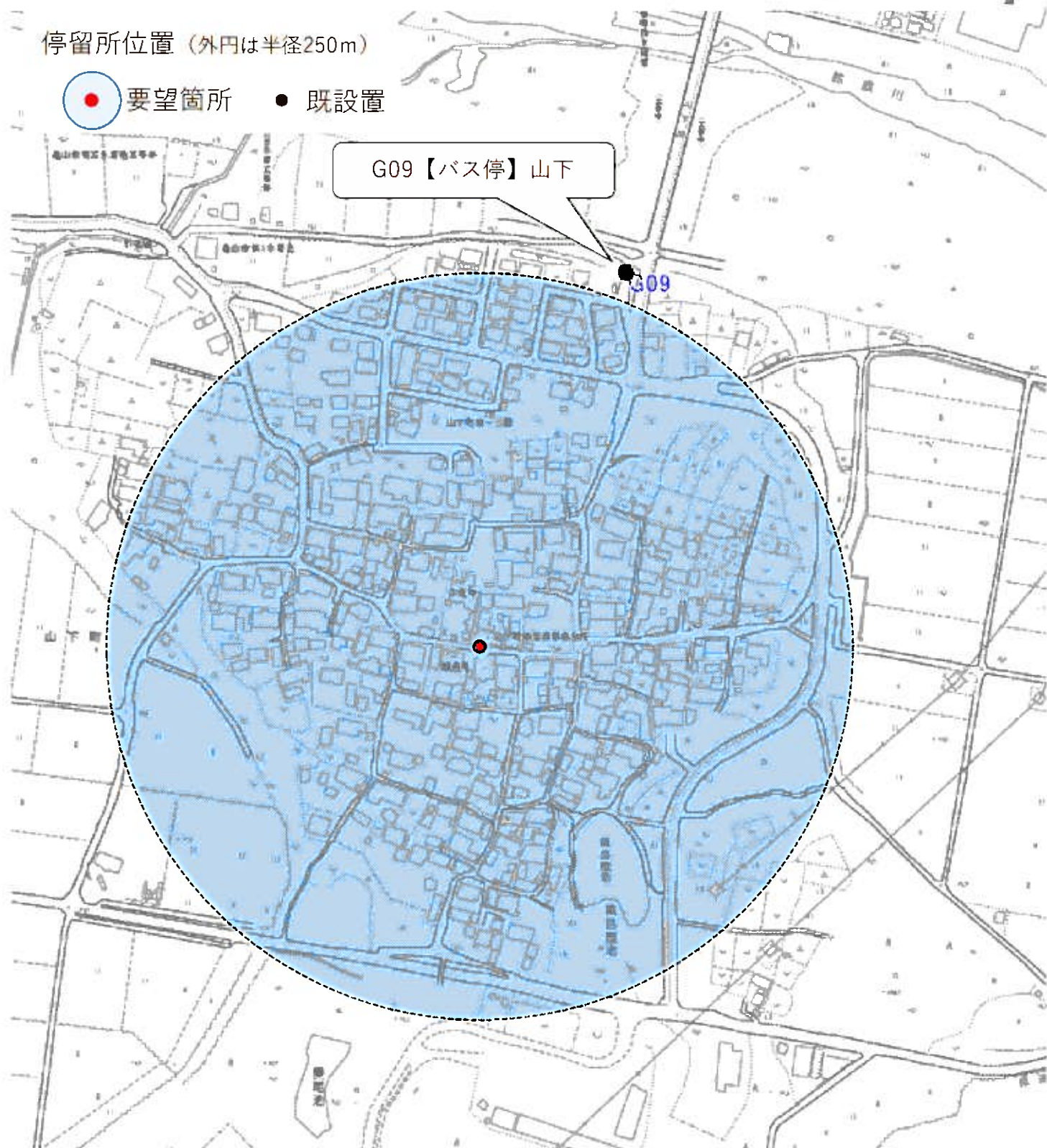


## 地域停留所設置要望（神辺地区ふれあいまちづくり協議会）

停留所位置（外円は半径250m）

● 要望箇所 ● 既設置

G09【バス停】山下



要望場所 山下町地内  
名称案 山下町集落農事集会所前

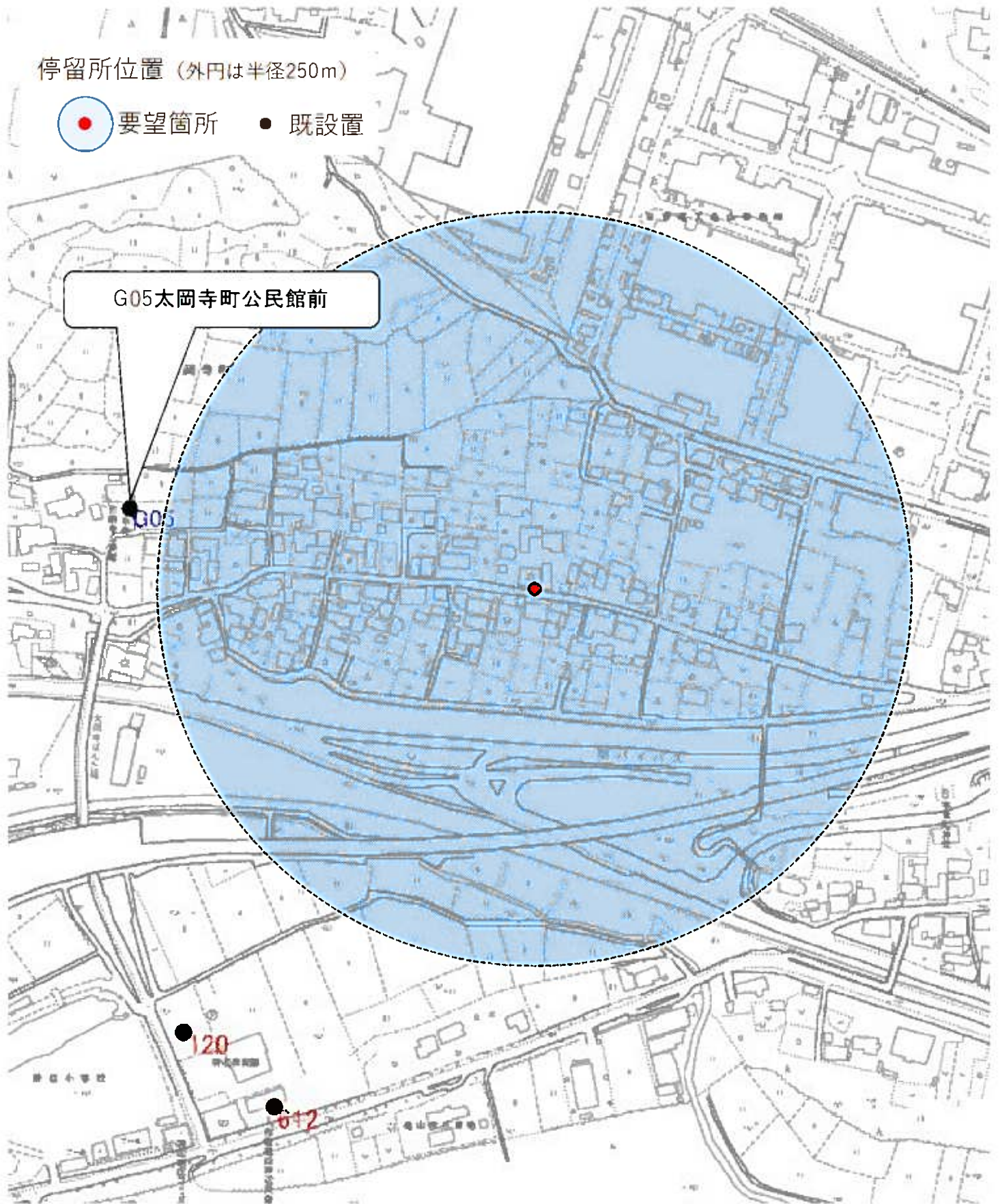
既設の停留所から250m以上離れており利用が困難であるため、停留所の新設が必要である。

# 地域停留所設置要望（神辺地区ふれあいまちづくり協議会）

停留所位置（外円は半径250m）

● 要望箇所    ● 既設置

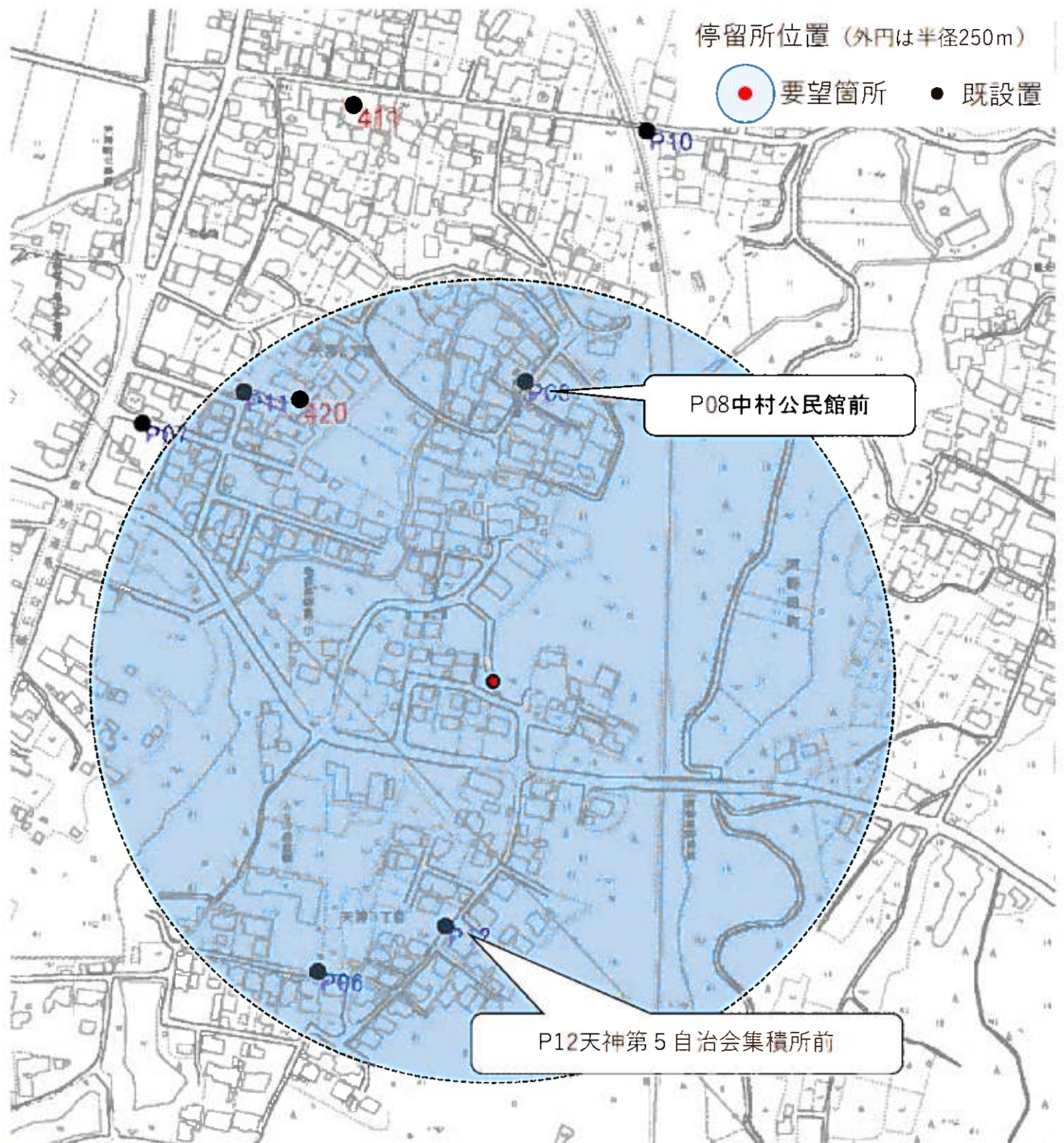
G05太岡寺町公民館前



要望場所 太岡寺町地内  
名称案 太岡寺東

2 既設の停留所から250m以上離れており利用が困難であるため、停留所の新設が必要である。

# 地域停留所設置要望（天神・和賀地区まちづくり協議会）



要望場所 天神2丁目地内  
名称案 天神2丁目第1公園前

要望箇所の地区は自治会非加入であるが、隣接する中村自治会、天神第5自治会ともに自治会内の停留所は各1か所であり、「自治会に1~2か所程度」とする設置基準の範囲内とみなすことができる。

最寄りの地域停留所は「P12天神第5自治会集積所前」となるが、交通量の多い幹線道路（県道鈴鹿関線）を横断する必要がある。また、県道北側での最寄りの地域停留所は「P08中村公民館前」となるが、高低差があることから利用しづらく、停留所の新設が必要である。

# 地域停留所設置要望（城北地区まちづくり協議会）



要望場所 羽若町地内  
名称案 羽若町公民館前

自治会区域内に停留所が無く、最寄りの既設停留所から250m以上離れており利用が困難であるため、停留所の新設が必要である。